

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 1 月 31 日

横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 横浜地方検察庁 令和 7 年第 1 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 1 月 31 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成 26 年 10 月頃から令和 4 年 6 月頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

久貝サラムことモハマド・アブドゥス・サラムが、自身が代表取締役を務めるワールドディングス株式会社の業務に関し、被害者らに対し、元本を保証するとともに所定の利息を支払うことを約して、同会社の従業員らを介し、現金を手渡しで受け取る方法又は銀行口座に振込送金させる方法により、被害者らから現金を受け入れ、もって業として預り金をした行為

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 主な犯行態様

元本保証及び高利息を約束して、顧客に契約書等の書類を作成させて現金を手渡し又は銀行口座に振込送金させる方法で受入れる。

(2) 被害者に振込入金させるために使用された預金口座のうち、検察官が把握している口座

八戸農業協同組合上長支店 青森ジャパンファーム株式会社名義
青森県信用組合三戸支店 青森ジャパンファーム株式会社名義
株式会社ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター 岡田稔名義

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 134万115円

6 支給申請期間 令和7年1月31日から同年4月1日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 横浜地方裁判所

(2) 被告人氏名又は名称 ①ワールドディングス株式会社

②久貝サラムことモハマド・アブドゥス・サラム

(3) 裁判年月日 令和5年10月19日

(4) 確定年月日 令和5年11月3日

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、共犯者と共謀の上、被告会社の業務に関し、いずれも法定の除外事由がないのに、令和2年5月28日頃から同年12月25日頃までの間、26回にわたり、共犯者である営業員を介して現金を手渡しで受け取る方法又は口座に振込送金させる方法により、不特定かつ多数の相手方である被害者9名から、元本を保証するとともに所定の利息を支払うことを約して、合計1億4900万円を受け入れ、業として預り金をした。

(罪名)

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒231-0021 横浜市中区日本大通 9

横浜地方検察庁 犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 045-211-7629（直通）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に横浜地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、横浜地方裁判所に提起しなければなりません。